

報告第23号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成24年12月5日

つくば市長 市原 健一

専決処分第18号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分する。

平成24年10月4日

つくば市長 市原 健一

和解について

道路管理上の瑕疵に係る事故に関し，次のとおり和解する。

1 事故発生の日時

平成24年5月23日 午後9時45分頃

2 事故発生の場所

つくば市高野原新田20番地1地先の市道2-2号線

3 相手方

(1) 住所 筑西市

(2) 氏名

4 事故の概要

道路が陥没していたため，市道を走行中の相手方車両左側のホイール及びタイヤを損傷させた。

## 5 和解の概要

- (1) つくば市は、相手方に対し、金43,995円を支払う。
- (2) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。